

最高裁秘書第2641号

平成29年6月8日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成29年度（最情） 諒問第28号

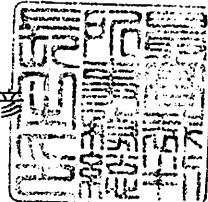
（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）



平成29年6月5日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸記



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

6月5日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をする。」と主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

最高裁判所が、内閣に対し、下級裁判所裁判官に任命されるべき者を指名するに当たり、任命予定者よりも1名多く指名することとなっている根拠が分かる文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、5月19日付で、当該文書は作成又は取得していないとして、不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 下級裁判所裁判官に任命されるべき者として最高裁判所が指名すべき人数については、特段の定めがなく、根拠となる文書についても作成又は取得していない。

イ よって、本件申出に係る文書を不開示とした原判断は相当である。